

議案第55号

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、人事委員会の報告等に鑑み、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し特定任期付職員に対して勤勉手当を支給する等の必要があるによる。

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第8条第4項中「日の日数」を「日及び勤務時間を割り振らない日の日数を合計した日数」に改める。

第15条第3項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第19条の2第1項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

第21条の4中「、第19条の3」を「及び第19条の3」に改め、「及び第20条の4」を削る。

第22条中「及び特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の福岡市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。